

### 検討3 審査機能に関する事項

#### 検討3-(1) まちづくりの方針の追加検討

【現状と課題】 まちづくり条例に基づき開発構想の届出があった際には、市は基本的な政策方針や土地利用に関する基本計画である「まちづくりの方針」へ適合しているかを確認し、必要な場合には指導及び助言等を行うこととしている。

まちづくり条例の制定以降に策定された市の計画をまちづくり方針として位置づけることで、市が定める計画に沿った良好なまちづくりを誘導していくことが重要である。

【検討案】 まちづくりの方針に、まちづくり条例制定以降に新たに策定された土地利用に関連する本市の重点施策を追加することで、まちづくり条例における審査機能の強化を図る。

#### 検討3-(2) 土地利用調整審査会における審査事項の検討

【現状と課題】 まちづくり条例第16条では土地利用調整審査会の設置を規定しており、まちづくりの方針に適合しない開発構想についての指導助言、勧告、公表等について、市長の諮問に応じて調査審議をしていただくこととしている。

土地利用調整審査会の開催は、まちづくりの方針に適合していない場合に限定しており、その開催実績は少ない状況である。

【検討案】 年度毎に開発構想の届出案件の報告等を行うことで、まちづくり条例の運用状況の評価や点検と改善に繋げていく。

#### □京都市まちづくり条例（現行）

<p><b>条例</b> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくりの方針 <u>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想及び基本計画（当該基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）並びにこれらに基づき定められた別に定めるまちづくりに関する方針をいう。</u></p>
<p><b>規則</b> （まちづくりに関する方針）</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるまちづくりに関する方針は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都市計画法第6条の2第1項に規定する整備、開発及び保全の方針、都市再開発法第2条の3第1項に規定する都市再開発の方針、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第3条の6第1項に規定する住宅市街地の開発整備の方針及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に規定する防災再開発の方針</p> <p>(2) <u>京都市都市計画マスタープラン</u>（都市計画法第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。）</p> <p>(3) <u>商業集積ガイドプラン</u></p> <p>(4) <u>京都市緑の基本計画</u></p> <p>(5) <u>京都市住宅マスタープラン</u></p> <p>(6) <u>職住共存地区整備ガイドプラン</u></p> <p>(7) <u>高度集積地区整備ガイドプラン</u></p>

#### □条例施行（H12.6）後の京都市における重点施策（土地利用の規制誘導に関連するもの）等を踏まえた追加案

##### 1) 景観政策

- ・景観づくりに関する総合的な計画として、平成17年12月に策定された「京都市景観計画」を追加
- ・平成18年の歴史まちづくり法の制定を受け、自然・歴史的景観や歴史的な町並みの保全・再生を推進するため、平成21年1月に策定された「京都市歴史的風致維持向上計画」を追加

##### 2) 歩くまち・京都の推進

- ・自動車抑制等を通じて、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換することを目指し、平成22年1月に策定された「「歩くまち・京都」総合交通戦略」を追加

##### 3) 観光政策

- ・京都ブランドの向上、経済波及効果など、京都の都市活力の向上、京都観光の質の向上に寄与することから、従来の国際コンベンションに加え、誘致対象を企業研修旅行やイベントなど「MICE」に拡大し、平成22年3月に策定された「京都市 MICE 戦略」を追加

##### 4) その他

- ・「高度集積地区整備ガイドプラン」は、同プランの後継となる「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」（H21）に改称